

2020年3月9日付首相令による措置：よく問われる質問（FAQ）抄訳

2020年3月10日  
（伊外務省HPに掲載）

## 【移動】

1. 「人のあらゆる移動を避ける」は何を意味しているのか。禁止事項はあるのか？仕事に行くために出かけることは出来るのか？検疫の対象となった人は、移動出来るのか。

家から出ることを避けなければならない。仕事に行くため、健康上の理由、又は例えば生活必需品の購入等、その他の必要性がある場合には移動が認められる。

国家・地方警察が用意している自己宣誓書式用いるなどして、必要性を証明できなければならない。自己宣誓書の真実性については事後も確認の対象となり、虚偽の申告をした場合は犯罪となる。可能な場合はテレワークを行うか休暇の取得が勧められる。有効な理由が無い場合、皆の健康のため、家に留まることが要請される。検疫対象の人もしくはウイルス陽性となった人は、外出の「完全禁止」が規定されている。

2. もし住んでいる自治体と職場のある自治体が異なる場合、「行き来」することは出来るのか。

仕事上の必要性がある場合、移動は認められる。

3. 呼吸器系の感染症の症状や37.5度以上の発熱がある場合、移動の制限があるのか。

このような場合、家に留まり、かかりつけ医に連絡し、他人との接触を最大限避けることを強く勧める。

4. 「証明される業務上の必要性」とは何を意味するのか。自営業者の場合、「証明される業務上の必要性」をどのように示せば良いのか。

テレワークや休暇の取得が推奨されているが、職場に向かうための移動は常に認められる。「証明される」とは、問1に記されている自己宣誓書、又は他の証明手段（虚偽申告は犯罪とされる）によって、仕事場に向かっている（又は仕事場から帰宅途中である）ことを示すことができないなければならない

ということである。コントロールを受ける際には、自身の業務上の必要性を宣誓しなければならない。なされた宣誓は、当局がその真実性を確認し、虚偽の宣誓をした場合は罰則の対象となる。

**6. 感染抑止措置の遵守を監視するための検問地点はあるのか。**

監視はある。イタリア全土で均一の規則の下、人々の移動を妨げる固定の検問地点が設定されるわけではない。市警察と他の警察組織は、通常地域監視活動の範囲内で、首相令の遵守についても監視を行う。

**8. 食料品の購入のための移動は可能か。食料品はいつでも調達出来るのか。**

食料品の購入のための移動は可能であり、また、食料品が調達出来なくなることは無いので、今、買いためを行う必要は全くない。

## 【交通】

**4. タクシー及びハイヤーに制限は設けられるのか。**

制限は設けられない。タクシー及びハイヤーのサービスについては、業務上必要な活動と考えられ、いかなる制約も課されない。

## 【公的機関とその職員】

**1. 公的機関のオフィスは開庁され続けるのか。**

イタリア全土において引き続き開庁される。行政機関の活動は通常通り行われる。いずれにせよ、ほとんど全てのサービスはオンラインでアクセス可能である。学校、保育所、博物館、図書館で提供される教育活動は停止される。

## 【一般客向け店舗】

**2. 食料や飲料の住居への配達を実施することはできるのか。**

開店時間を6時から18時までとする制限は、一般の開店時間のみが対象である。住居への配達については、一般に対する閉店後にも行うことが出来る。配達業務を行う者（店舗自体、又は各社宅配サービス）は、配達時に人との接触を避けるよう配慮する。

## 【観光】

**1. 観光のための移動については、首相令は何を規定しているのか。**

イタリア全土において、観光を理由とした移動は厳に避けなければならない。既に旅行中のイタリア人・外国人観光客については、自宅や居住地に戻るための必要最低限の移動に限らなければならない。

空港や鉄道駅は運営を続けるので、旅行者は自宅へ帰るために飛行機又は鉄道を使用することができる。陸路・海路・空路いずれの公共交通機関についても、その運営会社のサイトにて、運行状況を確認されたい。

**3. 観光宿泊施設は宿泊客に対しどのように対応すれば良いのか。旅行の理由を確認する必要があるのか。**

人の移動を認める前提条件の確認を、観光宿泊施設が行う必要はない。